

京都市上下水道局告示第44号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号及び第2号の規定に基づき代表者及び商号の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和3年11月15日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

宇治市小倉町寺内67番地
株式会社 木下工業所
代表取締役 木下 茂

2 変更事項

(1) (代表者の変更)

木下 勉 から 木下 茂 に変更

(2) (商号の変更)

有限会社 木下工業所 から 株式会社 木下工業所 に変更

(上下水道局下水道部管理課)